

行橋市職員の給与に関する条例中通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月24日

行橋市長 正藤 政孝

#### 行橋市規則第42号

行橋市職員の給与に関する条例中通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

行橋市職員の給与に関する条例中通勤手当支給に関する規則（昭和33年行橋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「正規の」を「、正規の」に改める。

第4条の2の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第4条の5を次のように改める。

（支給日等）

第4条の5 条例第10条第7項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第4条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第2項第2号に定める額（第4条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第8条第3項において「特別料金等相当額」という。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第10条第5項第1号に定める額の合計額（次条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第7項の規則で定める期間は、その当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第10条第7項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がそ

の日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（第13条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3 条例第10条7項の規則で定める日は、給料の支給定日とする。

4 条例第10条第7項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第4条の6第1項各号列記以外の部分中「もの」を「通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改め、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3

号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、第13条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第4条の6第3項中「事由発生月」を「事由発生月（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあつては、市長が定める月）」に改める。

第4条の7第1項第1号ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条の8第2項中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合」に、「又は職務」を「若しくは職務」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなつた日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

第5条ただし書中「市の」を「、市の」に改め、同条第1号ただし書中「原動機付の」を「、原動機付の」に改める。

第8条第2項中「第4条第2項ただし書き」を「第4条第2項ただし書」に改め、同条第3項中「条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第4条の5

第3項において「特別料金等相当額」という。)」を「特別料金相当額」に改める。

第12条中「第11条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第13条の見出し中「終期」の次に「等」を加え、同条第1項本文中「月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「月」に改め、同項ただし書中「通勤手当の」を「、通勤手当の」に、「月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「月」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長が定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事由の生じた日の属する月の翌月

第13条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。